

# スケジュールについて①

## 報告期間及び督促機関

## データの検証

## 地域の協議の場の開催

## 地域の協議の場の開催

外来機能報告の報告

3月頃

4月頃

外来機能報告の  
データ形式の整理

5月頃

報告データ（速報値）  
を基に対象医療機関を  
選定

6月頃

報告データ（速報  
値・暫定値）等の検  
証を基に、地域の協  
議の場を開催

7月頃

地域の協議の場の議論を  
経て紹介受診重点医療機  
関を選定

医療機関

- 外来機能報告様式1・2報告
- 外来機能報告完了
- 都道府県等からの指摘に応じて修正
- 必要に応じて報告結果を修正

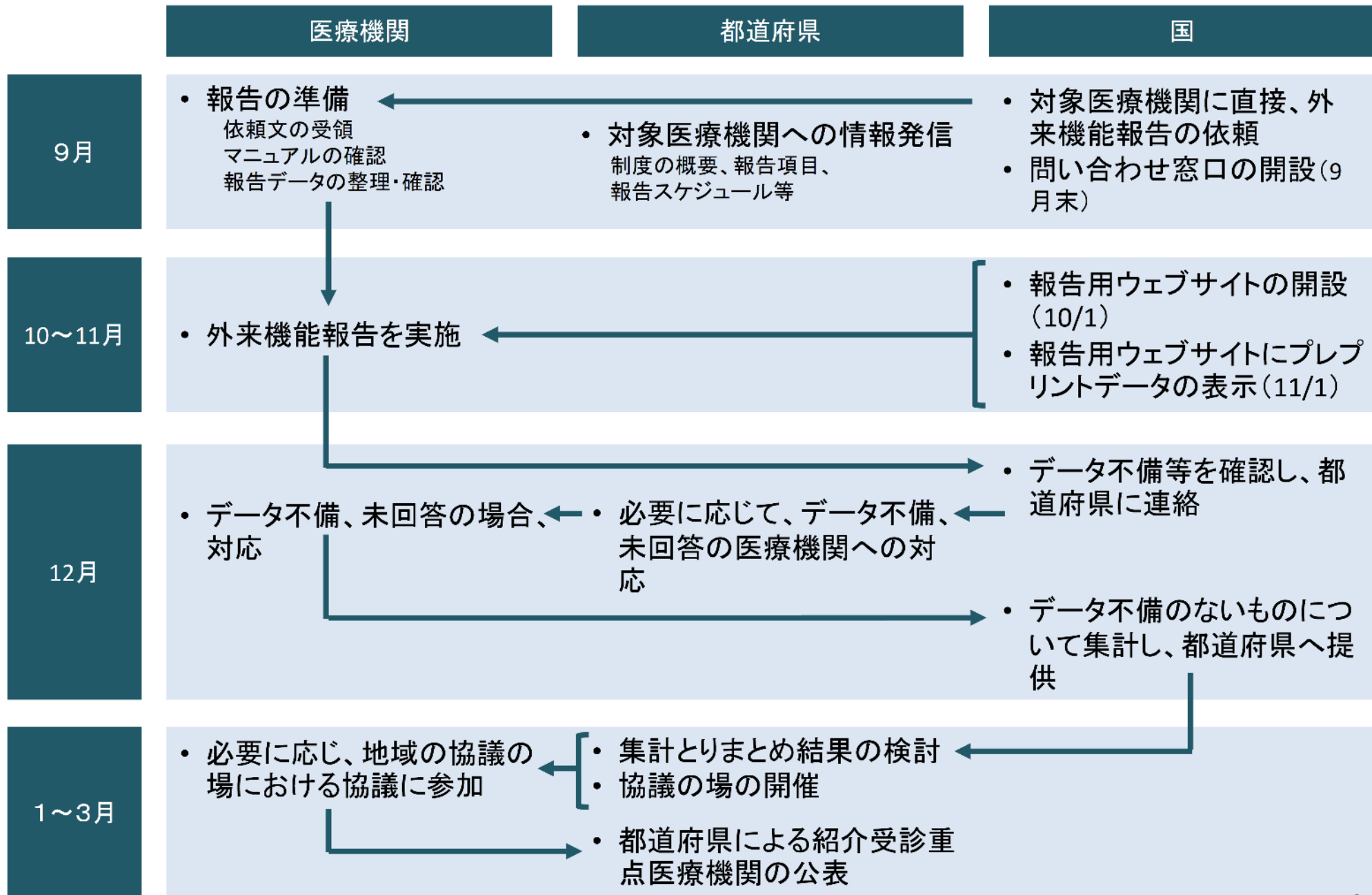
都道府県

- 外来機能報告の報告内容確認
- 報告された内容を確認
- 未報告の医療機関に報告の督促**
- 紙報告以外**の報告データを検証
- 地域の協議の場の開催準備**
- 紙報告を含む**報告データを検証
- 地域の協議の場の開催**
- 地域の協議の場の開催
- 紹介重点受診医療機関の場合、**通知等を都道府県から受領**
- 紹介重点受診医療機関を公表

（厚生労働省）  
事務局

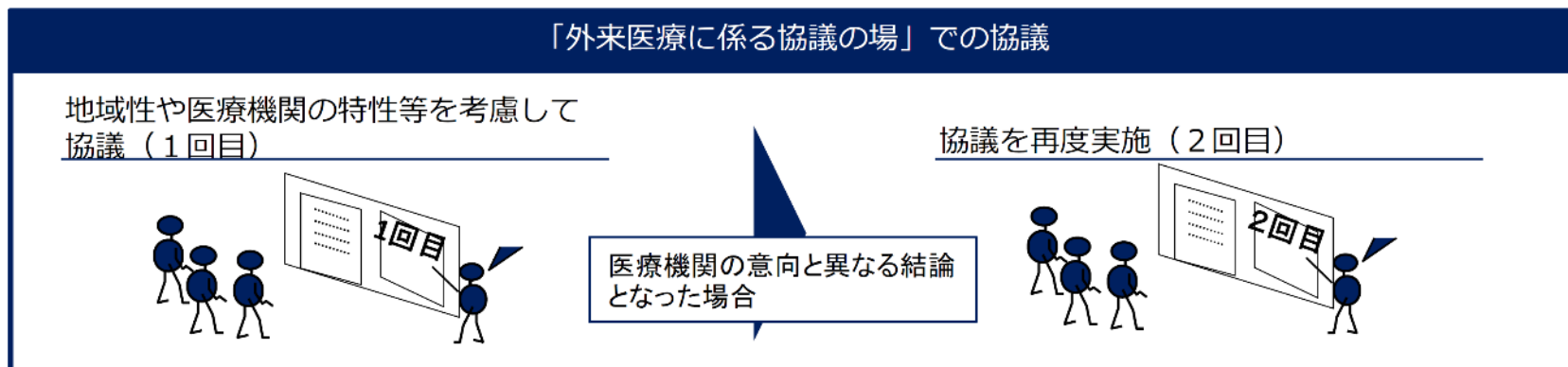
- 外来機能報告の報告内容確認
- 報告内容のチェック（異常値等）
- 都道府県にチェック結果を還元
- 紙報告以外の報告データを集計
- 報告データ（速報値）を都道府県に還元
- 紙報告の報告データを集計
- 報告データ（暫定値）を都道府県に還元
- 報告データ（ローデータ等一式）を納品物として都道府県に還元**

## スケジュールについて②



# 外来機能報告制度を活用した紹介受診重点医療機関の取りまとめ

		意向あり	意向なし
紹介受診重点外来の基準	満たす	<b>1</b> 紹介受診重点医療機関 * 「外来医療に係る協議の場」での確認	<b>2</b> 「外来医療に係る協議の場」での協議
	満たさない	<b>3</b> 「外来医療に係る協議の場」での協議	—



## 【紹介受診重点外来の基準と医療機関の意向の考え方】

- 1** 「紹介受診重点外来の基準を満たす×意向あり」の場合
  - ・ 特別な事情がない限り、紹介受診重点医療機関となることが想定される。
- 2** 「紹介受診重点外来の基準を満たす×意向なし」の場合
  - ・ 当該医療機関の意向が第一であることを踏まえつつ、当該地域の医療提供体制のあり方を協議の上、2回目の協議に改めて意向を確認する。
- 3** 「紹介受診重点外来の基準を満たさない×意向あり」の場合
  - ・ 紹介受診重点外来に関する基準に加え、紹介率・逆紹介率等を活用して協議を行う。

# 外来機能報告制度を活用した紹介受診重点医療機関の取りまとめ

協議の場での再協議が求められる

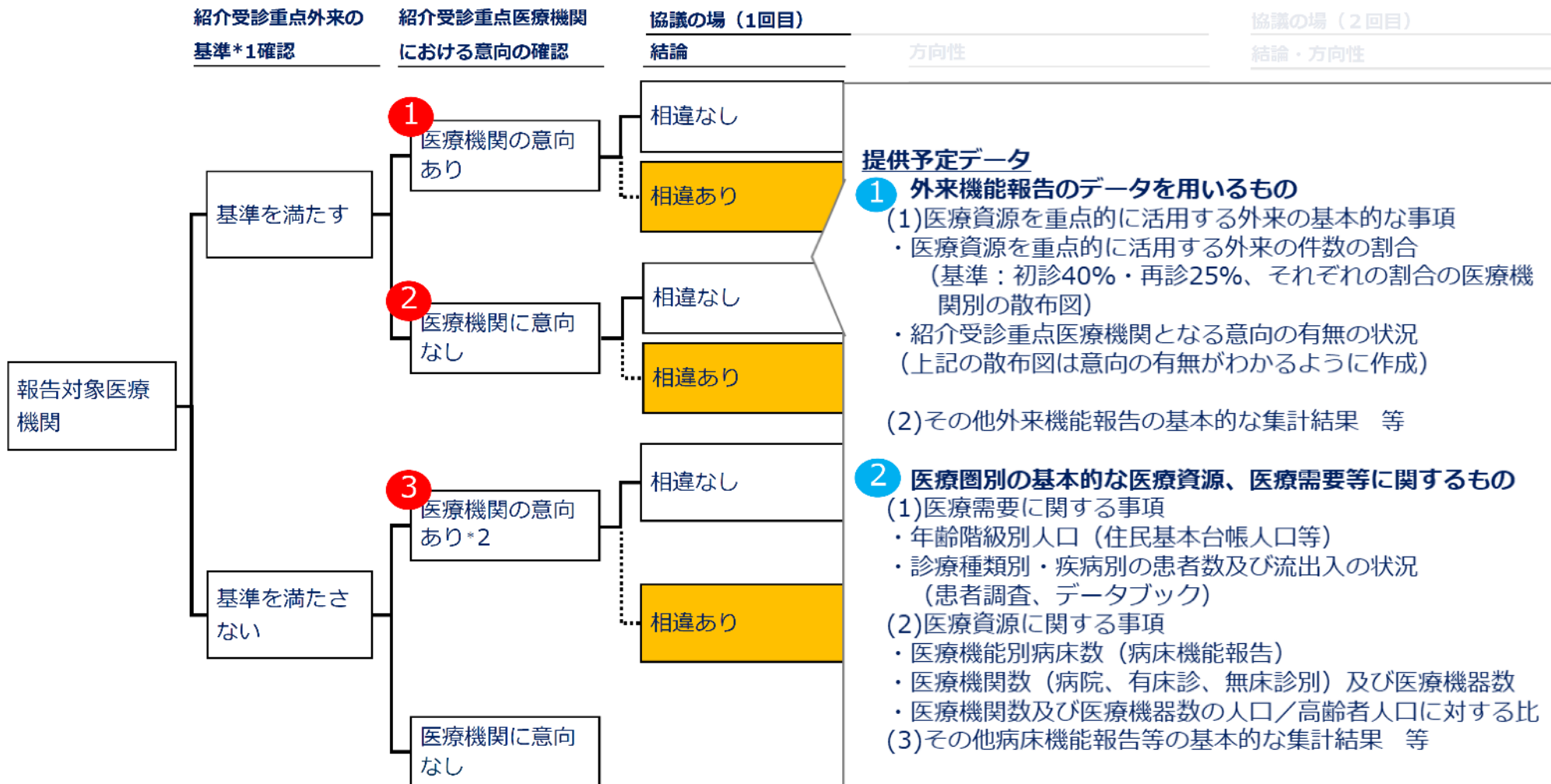


- \*1 紹介受診重点外来の基準：
  - ・初診基準：40%以上（初診の外来件数のうち「医療資源を重点的に活用する外来」の件数の占める割合）
  - ・再診基準：25%以上（再診の外来件数のうち「医療資源を重点的に活用する外来」の件数の占める割合）
- \*2 紹介率50%以上かつ逆紹介率40%以上を参考の水準とする。
- \*3 基準の達成に向けたスケジュール等を書面又は口頭で説明を求め、その内容を公表する。

（参考）「外来機能報告等に関するガイドライン」

# 外来機能報告制度を活用した紹介受診重点医療機関の取りまとめ

協議の場での再協議が求められる



\*1 紹介受診重点外来の基準：  
 ・初診基準：40%以上（初診の外来件数のうち「医療資源を重点的に活用する外来」の件数の占める割合）  
 ・再診基準：25%以上（再診の外来件数のうち「医療資源を重点的に活用する外来」の件数の占める割合）  
 \*2 紹介率50%以上かつ逆紹介率40%以上を参考の水準とする。  
 \*3 基準の達成に向けたスケジュール等を書面又は口頭で説明を求め、その内容を公表する。

（参考）「外来機能報告等に関するガイドライン」